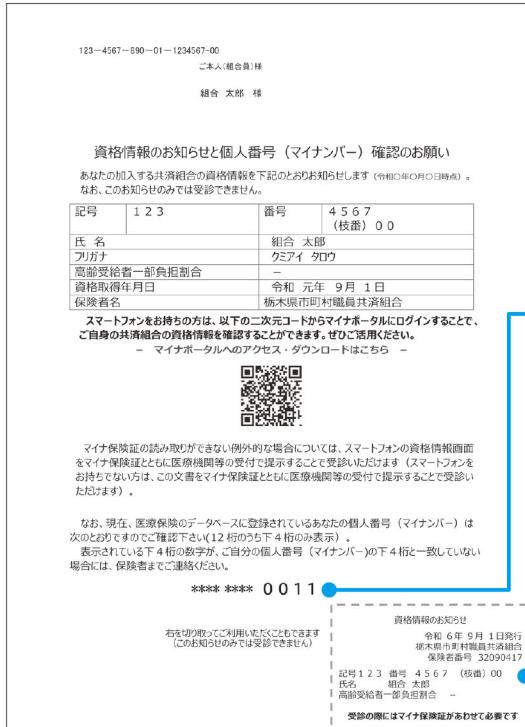


「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」を配付します

令和6年12月2日に現行の組合員証等が廃止され、マイナ保険証に移行するにあたり、当組合が把握している資格情報（個人番号の下4桁を含む）を通知することで情報の正確性を担保し、全ての方に安心してマイナ保険証を利用いただけるようにすることを目的として、本年10月末までに「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」を配付します。

なお、令和6年6月中旬以降に当組合に加入した組合員及び被扶養者は、11月以降に配付します。



●配付方法：所属所を通して送付

（任意継続組合員は自宅に送付）

今回ののみの配付となりますので、大切に保管してください。

個人番号（下4桁）

資格情報と紐付いている個人番号（マイナンバー）です。番号の確認をお願いします。

資格情報のお知らせ(切り取り)

令和6年12月2日以降、マイナ保険証が利用できない医療機関等で受診する場合は、資格情報のお知らせとマイナ保険証をあわせて提示することで保険診療が可能となります。

組合員証等の廃止及びマイナ保険証の利用登録の解除については、次号（11月号）の共済だよりに掲載します。

また、「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」の配付にあたり、組合員または被扶養者（任意継続組合員を含む）から特段の申し出がない場合は、黙示の同意をいただいたものとして、組合員単位で配付いたしますのでご了承ください。